

国指定出水・高尾野鳥獣保護区
出水・高尾野特別保護地区
指定計画書（環境省案）

平成19年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

出水・高尾野特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

国指定出水高尾野鳥獣保護区のうち、鹿児島県出水市の出水干拓東工区の第二調整池南西端を起点とし、同所から同調整池法頭を東進し潮遊地左岸との交点に至り、同所から潮遊地左岸を東進し第一調整池流入口との交点に至り、同所から同調整池法頭を南進し潮遊地左岸との交点に至り、同所から潮遊地左岸を東進し一般農道の中央線から北側に10メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を1300メートル西進した点に至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を北進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで(10年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

出水・高尾野鳥獣保護区は、鹿児島県の北西部の出水平野に位置し、野田川、江内川及び高尾野川の3本の河川が流れ込む八代海に面する干拓地を中心とした田園地帯である。その大部分は水田を基本とし、ツル類の越冬期においては、ブロッコリー、エンドウ豆、枝豆、麦畑、牧草の裏作が広がる肥沃な農業地帯となっている。

このような自然環境を反映して、当該区域は、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧類に位置づけられ、かつ天然記念物であるナベヅル、マナヅル等ツル類の国際的に重要な越冬地となっている。近年、ナベヅルは約8千羽から1万羽、マナヅルは約2千羽から3千羽の渡来が確認されており、これはナベヅルについては全世界の総個体数の約9割、マナヅルについては全世界の総個体数の約4割に当たるものである。また、当該区域では、これらのツル類を含め126種の鳥類が確認されており、絶滅危惧A類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧B類のツクシガモ等の希少種の渡来も確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、出水干拓地の北東部の区域は、それまで集中しが

ちであった干拓地西部からのツル類の分散化を目的として、平成8年度よりねぐらの整備及び給餌が行われ、ツル類にとって好適な採餌及び休息のための条件が整っており、近年多くのツル類が利用している。このため、当該区域は、出水地域におけるツル類の安定的な生息のために重要な区域となっており、その生息環境を保全していく必要がある。

このように、当該区域は、出水・高尾野鳥獣保護区の中でも、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来及び生息する鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) ツル類等鳥類の生息状況のモニタリング調査、現場巡視等を通して、区域内の鳥類の生息環境の把握に努め、ツル類の安定的な生息の確保を図る。
- 2) 鳥獣保護区の周辺漁場及び農場において、カモ類による食害が生じていることから、地元の地方公共団体や関係機関、農漁業生産者による懇談会を開催し、被害対策の検討を行う。
- 3) ツル類は、鳥獣保護区の西部地域に集中して越冬しがちであるため、病気の発生による大量死が懸念されることから、当該区域への分散を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 54 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	-	ha
農耕地	53	ha
水面	1	ha
その他	-	ha

イ 所有者別内訳

国有地	1	ha			
国有林	林野庁所管	ha	制限林	ha	保安林 ha 砂防指定地 ha その他 ha
			普通林	ha	
	文部科学省所管	ha			
	(以下所管省庁別に記載)				
農林水産省所管地	1	ha			
地方公共団体有地	ha	都道府県有地	ha		
		市町村有地等	ha		
私有地等	53	ha			
公有水面		ha			

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域
 なし

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、鹿児島県北西部の北薩地方に位置する出水干拓地の北部に当たる。

イ 地形、地質等

当該区域は、高尾野川、野田川及び江内川の3本の河川が流れ込む出水扇状地の終端に当たり、これらの河川の河口に作られた干拓地の北東部に位置している。地形分類としては海拔0mから10m未満の三角州性低地となっている。地質は、多くは沖積世火砕流堆積物で、その他更新世火山岩からなり、土壌は還元型の素粒グライ土壌がほとんどである。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生については、全て水田雑草群落となっている。

エ 動物相の概要

鳥類では、春、秋の渡り鳥としてメダイチドリ、ムナグロ等のチドリ類、ホウロクシギ、チュウシャクシギ、コシャクシギ、セイタカシギ等のシギ類、コムクドリ等が見られる。夏鳥として、アマツバメ、オオヨシキリ、キビタキ等が、冬鳥として、ナベヅル、マナヅル等のツル類、コハクチョウ、ツクシガモ等のカモ類、チュウヒ、チョウゲンボウ等の猛禽類、クロツラヘラサギ等が見られる。

獣類では、イタチが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域において有害鳥獣捕獲の実績はないが、畑地へのツル類の侵入による農作物の踏み倒し、あぜ道の倒壊、カモ類による海苔の食害等がある。

農作物の踏み倒しやあぜ道の倒壊等は、「ツル保護管理事業」によりツル渡去後に復旧作業を実施している。

被害対策に当たっては、地元農漁業関係者及び周辺自治体の担当部局の協力を得る必要がある。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき
損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

特別保護地区用制札 30本

案内板 2基